

岩倉市広報モニター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報紙、ホームページその他の広報活動（以下「市広報」という。）の内容を充実させるために設置する岩倉市広報モニター（以下「広報モニター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 広報モニターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市広報に関し、市が実施する調査等に回答すること。
- (2) 地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力を行うこと。
- (3) 広報紙に掲載する情報等の執筆を行うこと。
- (4) 市が開催する広報モニター会議に出席し、意見を述べること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(定数)

第3条 広報モニターの定数は、12人以内とする。

2 広報モニターは、一般からの公募を原則とする。ただし、必要に応じ、各種団体からの推薦とすることができる。

(資格)

第4条 広報モニターになることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する公職の候補者等及び公務員を除く。

- (1) 満18歳以上で、市内に居住している者
- (2) 市広報に関心を持ち、公正な良識及び実践力により、市広報に対する要望、参考意見等を述べられる者で、広報モニター会議等に参加できるもの

(選考)

第5条 広報モニターは、前条各号のいずれにも該当する者の中から、地域、性別、年齢、職業等を考慮して、市長が選任する。

2 市長は、前項の規定により選任した者を、広報モニターとして委嘱する。

(任期)

第6条 広報モニターの任期は、前条第2項の規定による委嘱をし

た日（以下「委嘱日」という。）から、委嘱日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（解嘱）

第7条 市長は、広報モニターが次のいずれかに該当する場合は、当該広報モニターを解嘱することができる。

- (1) 第2条に定める職務を遂行しないとき。
- (2) 広報モニターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行が著しく困難となったとき。
- (4) 広報モニター本人より辞退の申出があったとき。

（庶務）

第8条 広報モニターに関する庶務は、総務部秘書人事課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、広報モニターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。ただし、この要綱の施行後初めて委嘱された広報モニターの任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。